

# 令和5年度 第1回 仙台市景観総合審議会

日時：令和5年5月17日（水）

13時30分～15時00分

場所：仙台市役所本庁舎2階

第3委員会室

## 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

#### 〈審議事項〉

- ・良好な景観の保全・創造について

#### 〈報告事項〉

- ・屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況について
- ・仙台市役所本庁舎整備事業にかかる公共的空間協議について

### 3. 閉会

## — 配 付 資 料 —

資料1 : 良好な景観の保全・創造について

資料2 : 屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況について（報告）

資料3-1 : 仙台市役所本庁舎整備事業にかかる公共的空間の協議概要について

資料3-2 : 景観計画における高さ緩和規定等（参考）

資料3-3 : 仙台市役所本庁舎整備事業について

# 仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：令和4年8月31日～令和6年8月30日

(令和5年5月1日現在)

氏名	所属・役職等
いなば まさこ 稲葉 雅子	(株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役
こばやし としこ 小林 淑子	宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長
ささき しんたろう 佐々木 慎太郎	宮城県屋外広告美術協同組合 理事長 (有)ササキ創芸 代表取締役社長
すがわら まさかず 菅原 正和	仙台市議会議員
すぎやま あきこ 杉山 朗子	(株)日本カラーデザイン研究所 研究フェロー
たかやま ひでき 高山 秀樹	仙台商工会議所 常務理事・事務局長
つねまつ よしずみ 恒松 良純	東北学院大学工学部環境建設工学科 教授
なみき なおこ 並木 直子	(株)ユーメディア 地域ブランディング事業部 ブランドマネージャー兼コーポレートブランド推進室長
ひらい ももか 平井 百香	東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 助手
ふわ まさひと 不破 正仁	東北工業大学建築学部建築学科 准教授 オーフス建築大学 客員教授
ほり しげる 堀 繁	東京大学名誉教授 (一社)まちの魅力づくり研究室 理事

(五十音順, 敬称略)

## 良好な景観の保全・創造について

## 1. 本議事における「景観」について

本議事での「景観」の捉え方は、「建築敷地内の公共的空間ガイドライン(P.3)」と同様とする。

【「景観」について】 建築敷地内の公共的空間ガイドライン P.3 抜粋のうえ一部加工

- ・本ガイドラインにおける「景観」とは、「人が視点(見る場所)からもの(見る対象)を見ること」「見る人の目に映る画像」であり、ものではなく人間の中に起こる現象としている。
- ・良好な景観とは、人が見て「良い」と感じるもの、見た印象の評価が高いものであり、見ている人を大事にした空間、歓迎している空間が景観上、高い評価となるとしている。

## 2. 仙台市「杜の都」景観計画での位置づけ

- ・ R4.6に改定した景観計画ではR3.3に策定された市基本計画及び都市計画マスタープランを受け、景観形成の視点の一つを「『選ばれる都市』にふさわしい景観形成」とした。
- ・ 楽しむ場所、働く場所、学ぶ場所、暮らす場所として「選ばれる都市」となるため、土地利用や交通、防災、環境、市民協働まちづくりなどの様々な取り組みのほか、「良好な景観」を保全、創造して都市の魅力を高めることが求められている。

## 3. これまでの取り組みと課題について

【これまでの取り組み】

- ・ 「見る対象」を保全するため、杜の都の風土を育む景観条例に基づき藩政期の面影を残す江戸期～昭和初期の町家等8件を「杜の都景観重要建造物等」(別紙参照)に指定し、外観保全等の工事費の半額(例. 木造の場合、上限 500 万円まで)の助成を行ってきた。

【課題】

- ・ 上記取り組みは、歴史的建造物の保全に資するものだが、「見る場所(ビューポイント)」についての考慮がされておらず、建造物の外観が保全されても、良好な景観の形成に必ずしもつながらない。

## 4. 今後の取り組みについて

取り組み①:新制度によるビューポイントの保全及び整備等

- ・ 仙台ならではの魅力的な景観を体感できるビューポイントを指定する新制度を創設する。
- ・ 指定するビューポイントについては、市民から募集を行い、その応募をもとに、本審議会で選定の上、決定する。
- ・ 指定するビューポイントは貴重な景観資源として広く周知を図る。
- ・ ビューポイントが公有地の場合、保全を図るとともに、見る対象がより見やすくするような整備を行い、より一層の良好な景観とすることについて検討する。

## 取り組み②:「杜の都景観重要建造物等」の引き続きの運用

- ・ 指定するビューポイントからの見る対象が藩政期の面影を残す歴史的建造物等の場合は, 「杜の都景観重要建造物等」に指定する。
- ・ 指定物件については, 外観保全等の工事費助成に加えて, 専門家に協力を仰ぎ, 維持管理が重荷となっている所有者に利活用事例, 手法を紹介する。

## 5. 今後のスケジュール

令和5年5月～指定方針(目的, 選考方法, 指定物件の取り扱いなど)の検討

11月 R5第2回景観総合審議会にて意見聴取(指定方針(案)について)

12月 指定方針作成

令和6年 1月 ビューポイントについて市民募集の実施

5月 R6第1回景観総合審議会にて選定

## 杜の都景観重要建造物等について

本市において、景観法に先駆け制定した「杜の都の風土を育む景観条例」に基づき、景観形成に重要な役割を果たしていると認める建造物等を指定する本市独自の制度であり、指定されると外観保全等に助成を受けることができる。

## (1)指定状況と助成制度について

## 杜の都景観重要建造物等の指定状況

指 定 時 期	指 定 物 件
平成 14 年 10 月 15 日指定(3件)	横山味噌醤油店(通町), 石橋屋(舟丁), 小林薬品(南材木町)
平成 16 年 3 月 25 日指定(2件)	旧丸木商店(南材木町), 仙南堂薬店(河原町)
平成 29 年 12 月 20 日指定(2件)	旧針惣旅館(南材木町), 佐大商店登り窯(堤町)
平成 31 年 2 月 15 日指定(1件)	庄子屋醤油店(八幡)

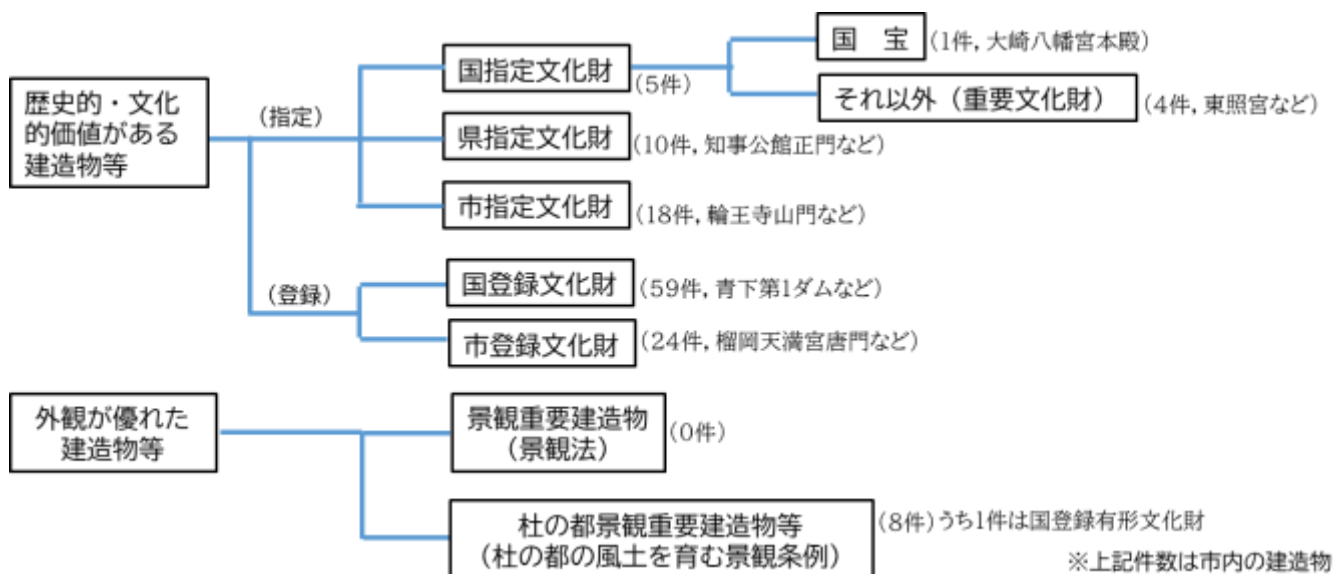
## 仙台市景観重要建造物等保全助成の概要

対 象	助 成 の 限 度 額	
建築物等	木 造	対象経費の1/2以内で, 最高限度額5百万円
	木造以外	対象経費の1/2以内で, 最高限度額6百万円
樹 木	3千円/本 ※1年につき1回限度	

## (2)景観重要建造物(景観法)との違いについて

	杜の都景観重要建造物等	景観重要建造物
制度制定時期	H7	H16
根拠法令・ 関連条文(一部抜粋)	杜の都の風土を育む景観条例 第17条 市長は、景観形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等を杜の都景観重要建造物等として指定することができる。	景観法 第19条 市長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他物件を含む。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
現在の指定状況	8件	0件
改修工事等の現状変更	届出により可能	市長許可が必要
主な特徴	・外観保全等における助成が受けられる(助成額に応じた保存期間あり)	・国交大臣承認を得て条例を制定すれば、建築基準法の緩和が可能 ・建造物及びその宅地について相続税(30%控除)の優遇制度がある

【参考】建造物の保全に関する主な制度について



○指定文化財について

- ・ 指定文化財は修繕費用に補助が受けられるほか、固定資産税非課税などのメリットがあるが、現状変更には強い規制がかかる。

○登録文化財について

<国登録有形文化財>

- ・ 急激に消滅しつつある近代の建造物などについて、重要なものを厳選する指定文化財による保護のみでは不十分という理由から、より緩やかな規制のもとで、幅広く保護の網をかけるために平成8年に創設された。
- ・ 建造後 50 年以上経過したもの①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもののいずれかに該当するものが対象。
- ・ 固定資産税の減免などのメリットがあるが、現状変更が届出制となり、強くはないが一定の規制がかかる。

<市登録有形文化財>

- ・ 国の制度よりも早く、平成7年に創設された。登録基準は国の登録基準が参酌されている。
- ・ 固定資産税の減免があるが、現状変更が届出制となり、一定の規制がかかる。

## 屋外広告物ガイドラインにかかる部会検討状況について(報告)

### 1. 景観総合審議会からの意見について

- ・ 令和4年度第2回景観総合審議会(R4.8.31)において、以下のようなご意見をいただいた。

- ・ 屋外広告物は景観を構成する重要な要素のひとつ。景観の中の広告物として考える必要がある。
- ・ 広告主は景観を阻害しようとしている訳ではなく、儲けたいという意思でデザインを決めている。
- ・ 誘導施策であるガイドラインには強制力はない。広告主にやってみようと思わせるためには、市民(消費者)から見た看板の良し悪しについて、論理的に説得力をもって説明する必要がある。

### 2. 部会における議論の経過

#### ◆ 令和4年度第1回屋外広告物部会(令和4年12月19日)

##### 1) 出席委員(敬称略)

恒松良純(部会長)、佐々木慎太郎、高山秀樹、並木直子、山畑信博

##### 2) 検討事項及び検討結果

以下の内容について、事務局案を基に検討し了承。

###### ① ガイドラインの方向性・目的について

- ・ 広告主に対し、市民が魅力的と思う広告物がどのようなものなのか、またそれらを掲出することのメリットについて、分かりやすく・論理的に示すものとすること。

###### ② 対象エリア

- ・ 魅力的な景観創出について重点的に取り組むエリアである「広告物景観地域(都心部)」を対象とすること。

###### ③ 対象者

- ・ ガイドラインの主たる対象を「広告デザインの決定権を持つ広告主」とすること。
- ・ 屋外広告業者から主に広告主に対しガイドラインを説明することを想定し、ガイドラインを策定すること。

##### 3) 委員意見(抜粋)

- ・ 好き嫌いやセンスで話が展開すると、結果として理解は得られないため、そうならない工夫に知恵を絞っていただけるとよい。
- ・ 広告物は売り上げを増やすことを目的に設置しており、いかに広告主に理解してもらえるかが重要。
- ・ 理解を得るのが難しい「広告主」をメイン対象にするのであれば、表彰制度も検討すべきでは。良い広告を掲出した広告主を表彰することで、その広告物が注目を浴び、集客効果も期待できるのではないかと。
- ・ ビルオーナーの理解が無いと、テナント入居者が求めるデザインをそのまま認めてしまうこともあり、広告主に加えてビルオーナーへの周知が必要ではないかと。

## ◆令和4年度第2回屋外広告物部会(令和5年3月20日)

### 1) 出席委員(敬称略)

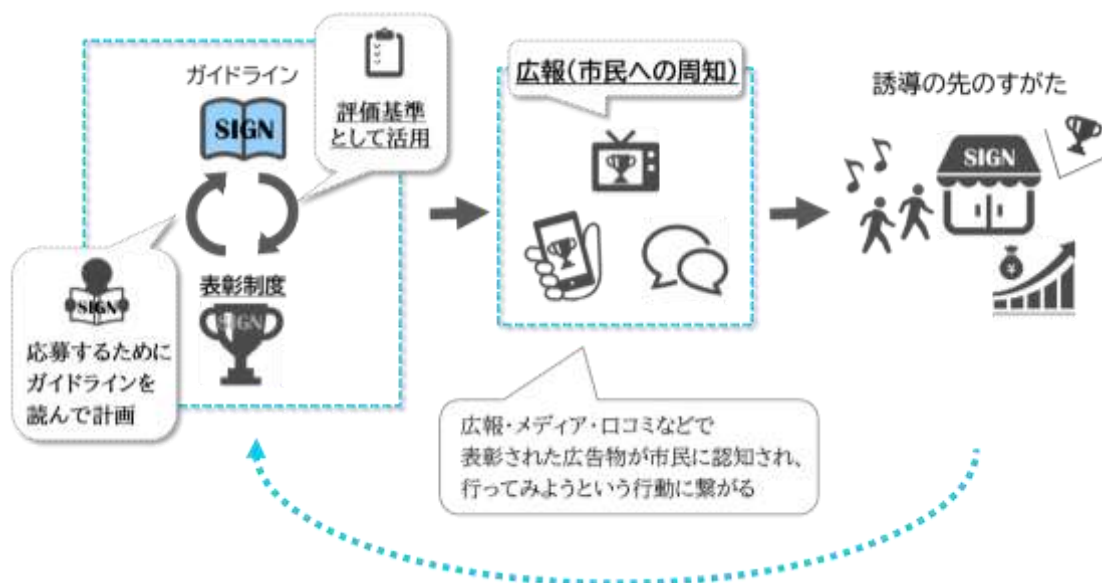
恒松良純(部会長)、佐々木慎太郎、高山秀樹、並木直子

### 2) 検討事項及び検討結果

以下の内容について、事務局案を基に検討し了承。

#### ① ガイドラインの活用方法について

- ・ 広告物表彰制度を設け、賞をインセンティブとすると共に、ガイドラインを評価基準とすることでガイドラインの認知度を高めること。



【部会資料抜粋】今後検討を進めるガイドラインを活用した誘導のしくみ

#### ② 対象エリアについて

- ・ 表彰制度と併せたガイドライン活用を考えることから、対象エリアを「市内全域」とし、誘導内容の再検討を行うこと。

### 3) 委員意見(抜粋)

- ・ 最近の広告が「街になじむかどうか」より「いかにバズるか」を重視する傾向にあり、更に街の景観にあわない違和感がバズる要因となることもあるので難しい。
- ・ 例えばスターバックスのような店舗では、看板だけではなく、店舗デザイン全体でその店舗の「広告」を担っていることに留意すべき。
- ・ お客さまをどうつかまへ呼び込むかを考え、外装内装の工夫をするような意識の高い人を育て増やしていくにあたり、表彰制度が何かしらの後押しになりそう。
- ・ 広告物単体を表彰するのではなく、建物との調和など、景観として優れたものを表彰すべき。また、ガイドラインの名称にも「景観」という言葉を含めた方が良い。



### 3. 今後のスケジュール(予定)

#### R5.7 令和5年度第1回部会

- ： 対象者への効果的な伝え方について
- 市民にとって魅力的な広告物について
- 表彰制度の事例紹介

#### R5.10 令和5年度第2回部会

- ： ガイドライン構成について
- 誘導内容について
- 表彰制度について

#### R6.1 令和5年度第3回部会

- ： ガイドライン素案

#### R6.3 令和5年度第3回審議会

- ： ガイドライン素案(部会における審議内容の報告)

#### R6.6 令和6年度第1回部会

- ： ガイドライン最終案

#### R6.8 令和6年度第1回景観審

- ： ガイドライン決定

※ このほか、事務局から東北学院大学恒松研究室に対し、屋外広告物に関する研究の協力を依頼している。

## 仙台市役所本庁舎整備事業にかかる 公共的空間の協議概要について

### 1. 仙台市役所新本庁舎整備事業の概要について

敷地面積	約 14,595 m <sup>2</sup>
建築面積	約 6,700 m <sup>2</sup>
延べ面積	約 62,000 m <sup>2</sup>
高さ	約80m
階数	地上 15 階、地下 1 階

### 2. 景観計画での位置付け

景観重点区域(都心ビジネスゾーン D-3 地区)

高さの制限:60m 以下 [緩和規定の適用により 80m 以下]

※ 緩和規定の詳細は [資料 3-2](#) 参照

→ 高さ制限の緩和規定を適用するため、公共的空間の整備が必須

### 3. 仙台市役所本庁舎整備事業について [資料 3-3](#)

### 4. 今後のスケジュール(予定)

令和5年 9 月	計画通知提出
12 月	実施設計完了

#### 《第一期工事》

令和 6 年 7 月	本体工事着手
令和 9 年度	工事完了

#### 《第二期工事》

令和 11 年度	本体工事着手
令和 12 年度	工事完了

◆景観計画における高さ基準の緩和規定(景観計画 P.41~P.44)

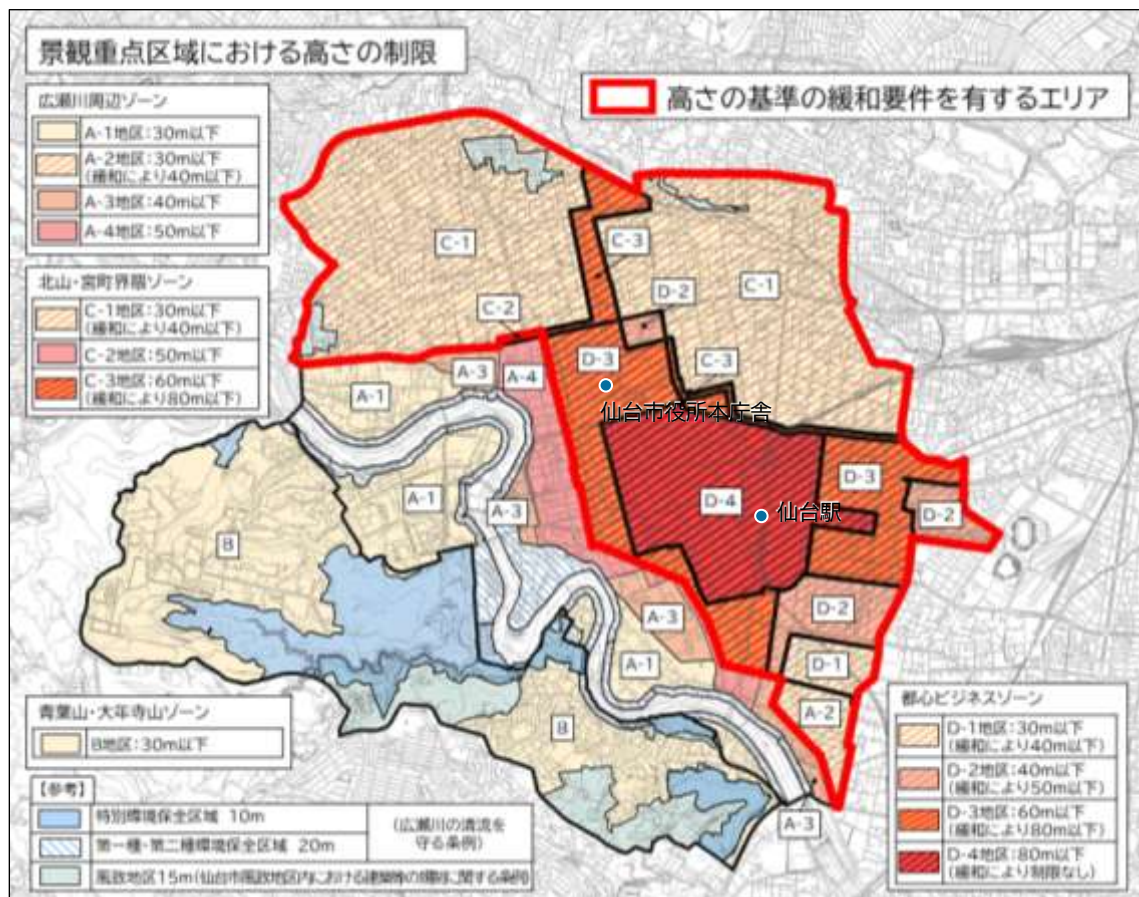
条 件
<p>下記の条件を満たす場合は、高さ基準を緩和する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であること。</li> <li>● 敷地面積の 5%と 200 m<sup>2</sup>のうちいずれか小さい面積以上の公共的空間を確保すること。</li> <li>● 敷地面積に対して 15%以上の緑化を行うこと。</li> </ul>

◆高さ基準の緩和条件となる公共的空間の定義(景観計画 P.46)

景観計画において、高さ基準の緩和条件となる公共的空間とは、以下を満たす空地として、市と協議が調ったものをいう。

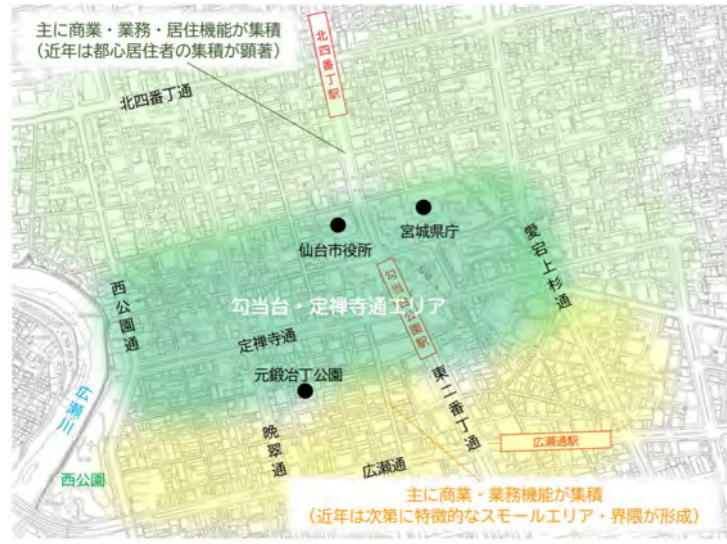
- ① 歩行者が日常自由に利用し、又は通行できるものであること。
- ② 屋外に設けられるものであること。
- ③ ピロティに設けられる空地にあっては、当該床面から天井又は梁下端までの高さが 5m以上であること。
- ④ 敷地に4m以上接する道路のうち、最も幅員の大きいもの(隅切り部を含むものとし、敷地が定禅寺通、青葉通、宮城野通のいずれかに4m以上接する場合は当該道路に限る)、または、ペDESTリアンデッキに4m以上接すること。
- ⑤ 敷地に4m以上接する道路のうち、最も幅員の大きいもの(隅切り部を含む)、または、ペDESTリアンデッキからの奥行きが2m以上あること。
- ⑥ 非常時を除いて自動車、自転車の通行の用に供さず、また、専ら自動車、自転車の駐車のために供さないものであること。
- ⑦ 都市再生緊急整備地域においては、地面に固定されたベンチを複数台設置するとともに、公共的空間の合計面積15m<sup>2</sup>あたり 1 人分と、14人分のいずれか小さいもの以上の席数を確保すること。
- ⑧ ベンチ、舗装、植栽等の仕様や配置が優れた街並み景観を創出するデザインであること。

◆高さ制限区域図及び制限高さ



1 敷地周辺環境及び地域特性

広域地図



『勾当台・定禅寺通エリアビジョン』より抜粋

本庁舎敷地周辺には、県庁や合同庁舎等の官公庁施設があり、高層の事務所やマンション等が建ち並んでいます。一方で、再整備を予定している勾当台公園にも近接しており、多様なイベントが開催されるにぎわい広場（市民広場）といった開放的な空間との連続性が求められています。

「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」においても、官庁街と商店街、繁華街、住宅街が近接し、みどりも多い良好な職住近接の環境を有していることや、宿泊・飲食サービス業や公務従事者の就業者割合が多いこと、居住者数が増加している地域となっていることが示されています。

勾当台・定禅寺通エリアビジョン

【公共施設・公共空間を活かしてまちづくりに取り組む場所のイメージ】

○民間施設の更新やリノベーション等と連携し、人々が“交流”と“ゆとり”を楽しむ場を拡充する中で、市役所本庁舎周辺から市民広場を経て一番町四丁目商店街に至る“交流の軸”と、西公園周辺から勾当台公園を経て錦町公園周辺に至る、定禅寺通に沿った“ゆとりの軸”を形成・強化する



『勾当台・定禅寺通エリアビジョン』より抜粋

「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」では、市役所本庁舎を含むエリアを重点ゾーンと位置づけており、特に、本庁舎の建て替えにあたっては、市民をはじめ多くの人々が気軽に立ち寄り、多彩な活動に触れられる機能・空間や、市役所新本庁舎や勾当台公園市民広場、定禅寺通等が連続したシームレスな活用空間を創出することなどが掲げられています。また、市役所本庁舎周辺から一番町四丁目商店街に至る「交流の軸」、定禅寺通に沿った「ゆとりの軸」を形成・強化することとしています。

景観計画では、市街地景観ゾーン及び景観重点区域の都心ビジネスゾーンに位置づけられており、市役所本庁舎敷地を含む勾当台地区は、公園等の開放的な空間やみどりの調和や賑わいのある街並み景観の創出が求められています。

広域状況



撮影地点①～⑧凡例



①計画地北東側(青葉区役所前)



②計画地南東側(勾当台公園北)



③計画地南東側(勾当台公園南)



④計画地南側(一番町アーケード北)



⑤計画地南側(定禅寺通)



⑥計画地南側(市民広場北)



⑦計画地南西側



⑧計画地北西側

## 2 これまでの経過

### 仙台市役所本庁舎建替基本計画（抜粋）

本市では、令和10年度の供用開始に向けて新本庁舎整備事業を進めており、令和2年7月に「仙台市役所本庁舎建替基本計画」を策定しました。その中で、新本庁舎低層部等の整備の方向性として、「都市の新たな価値を生むための市庁舎」及び「都市に開かれた市庁舎」を目指すこととしています。下記に、整備の方向性及び整備方針（抜粋）を示します。

#### 【新本庁舎低層部・敷地内広場等の整備の方向性】

##### 1. 都市の新たな価値を生むための市役所

- ①市民・企業・行政が連携しながら知的創造を行い、新たな価値と交流を育む場
- ②仙台市や東北六県に関する情報発信を行い、東北の結節点として都市の魅力を伝える場

##### 2. 都市に開かれた市庁舎

- ③定禅寺通り及び市民広場からのまちの連続性に資する場
- ④一番町や中心部商店街からの商業機能の連続性に資する場
- ⑤周辺オフィスで働く人や市民が集い、安らぐ憩いの場

#### 【各エリア・機能の考え方】

##### （敷地内広場）

・一番町商店街及び北四番丁方面からの歩行者に対する回遊性、利便性の向上に寄与する南北方向の歩行者通り抜け動線。

##### （敷地内緑化）

- ・杜の都の歴史と勾当台公園の緑地のつながりを意識する。
- ・東二番丁通沿いに樹木を植栽して、周辺の緑と調和した緑の回廊の拠点とする。
- ・人の回遊や滞留のための緑化空間を検討。

##### （災害対策機能）

- ・新本庁舎ロビーなどを転用し、帰宅困難者などを24時間程度一時的に収容できる一時避難場所として利用可能な計画とする。
- ・災害時に敷地内広場を防災広場に転用可能な構造とし、緊急・復旧車両の駐車や支援物資の荷捌きスペースなどに利用可能な仕様とする。

### 敷地内広場を実際に使っていただく方へのヒアリングの結果（抜粋）

新しい市庁舎にふさわしい低層部や広場のあり方について検討するため、事業者やまつり系団体、防災系有識者等へのヒアリングを実施しました。結果を下記に示します。

- ・天候に左右されない屋根付き広場がほしい
- ・市民広場との差別化、使いやすさの観点から小さいスペースが複数ある方がよい
- ・市民広場との一体的利用を考えるのであれば、広場面積は大きいほうがよい
- ・イベントのための給排水、電源等設備やトイレ等を設置してほしい
- ・市民の憩いの場となる、座って楽しい空間が必要
- ・道路空間も使った一体イベントをしたい
- ・公園と道路の境目がない空間としたい

ヒアリングの意見を受けて、設計者においてレイアウト A～C 案の作成

### 仙台市役所本庁舎低層部等公民連携検討会（以下、公民連携検討会）の議論

新本庁舎低層部から勾当台公園市民広場といった周辺エリアの一体的な魅力とにぎわいに貢献する空間づくりや、当該エリアのマネジメントのあり方・組織づくり等について検討を行うための場として、外部有識者等を委員とする公民連携検討会を令和3年度に開催しています。

公民連携検討会では、前述の内容を踏まえ作成された複数のレイアウト案について、設計者も交えて議論しました。

複数の広場空間を様々なシチュエーションに使うことができる点、周辺との賑わいの相互波及、市民広場や一番町から北側への新しい人の流れが期待できる点などから、公民連携検討会としては、低層部の配置は4つの広場を設ける案を基軸に検討を進めるべきとの結論に至りました。

また、想定される活動のイメージビジュアルなども提示しながら議論を行い、下記のような意見が出されました。

### 公民連携検討会に置ける主な意見

建物構成

1F 平面図および配置図

外の縁側でゆったりしつつ、中で休むことも出来るシームレスな空間があると良い。

南側は全部市民広場に属しているような空間、北側は緑化してくつろげる広場のよう異なる性格を使い分けるような考え方も良いかもしれない。

植栽があれば良いだけでなく、くつろぐ空間があると良い。回遊性を踏まえた、緑豊かな空間が必要。

人が佇める場所は、交差点に面したところや南西角にあると良い。

バス待ち空間は、屋根付きの広場に大型ビジョンや椅子・テーブルがあり、時間を潰せる空間のイメージ。

理由もなくたずめる空間がないため、テラス席などを設け、人と出会える空間があると良い。

子供連れの親子が公園やイベントに来た際に気楽に休憩するスペースがあると良い。ベンチ等を活用した休憩スペースをつくって、誰もが敷地内に入りやすい場所になれば良い。

### まとめ

上記公民連携検討会での意見等を踏まえ、「勾当台・定禅寺通エリアビジョン」や「仙台市役所本庁舎建替基本計画」で掲げる内容を実現するため、下記のとおり外構を計画していくこととし、基本設計書に反映させたものです。

公園との差別化を図った屋根付き広場や大小様々な広場  
市民利用・情報発信機能や公園との連続したシームレスな空間

様々な活動が連鎖する4つの広場

多くの人が気軽に立ち寄り、寛ぎや市民の憩いの場となる空間

市民の憩いの場となる滞留空間

周辺との緑の繋がりや緑の回廊、回遊性を踏まえた  
みどり豊かな空間

緑に囲まれた庁舎

3 計画建物概要

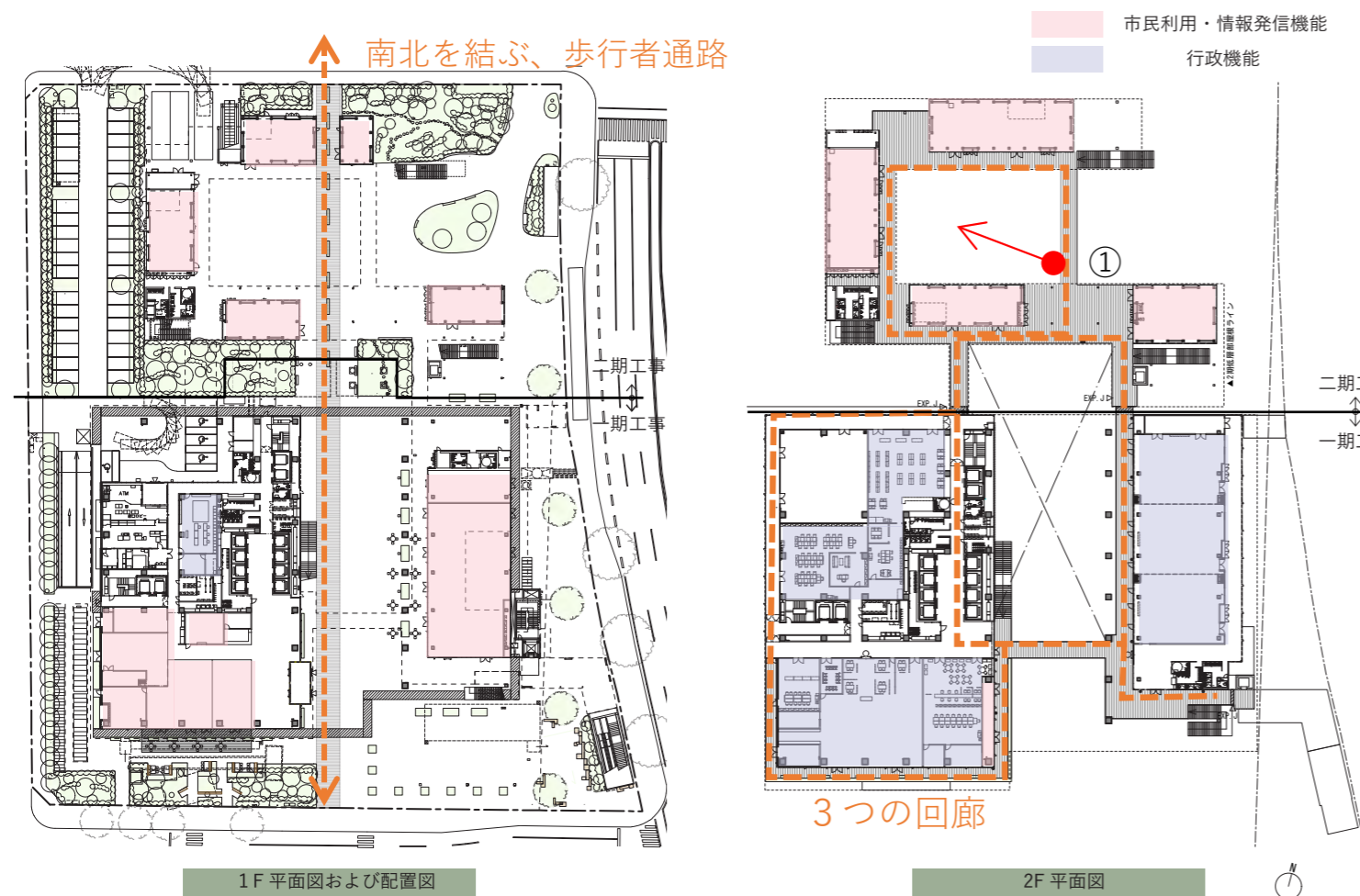
新本庁舎の低層部（1～2階）には、市民利用・情報発信機能の整備を計画しており、これらの機能を分散配置することで、敷地周囲からも敷地内広場や低層部の賑わいと活動が感じられる計画としています。

また、仙台市特有の豊かな街路空間や広場と賑わいを相互に波及させ、まち全体の回遊性向上にも寄与する低層部となるよう、一番町商店街からの軸線を意識した、南北を結ぶ歩行者通路を整備します。周辺道路や広場に賑わいをもたらしながら、植栽計画と併せて利用者に優しい歩行・滞留空間を整備します。

2階には、広場や市民利用・情報発信機能を囲うように、3つの回廊状の動線が重なり合うデッキを計画しています。デッキは各広場を自由に巡ることができる散歩道でもあり、イベント時は広場を見渡す観客席になります。

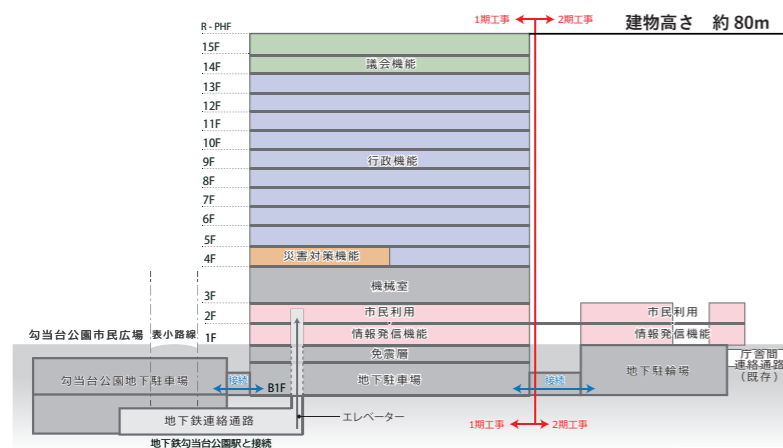
その他、既存の勾当台公園地下駐車場や地下鉄勾当台公園駅、青葉区役所連絡通路と接続します。

・建物構成



1F 平面図および配置図

2F 平面図



断面図および施設構成イメージ



①2階デッキより広場を見る

・計画完了時イメージパース



市民広場と一体利用イメージ



一番町商店街から見る庁舎南面



勾当台公園市民広場から見る 庁舎南東面



南東面より大屋根広場・エントランスロビーを見る

4 外構の計画趣旨

本計画では、周囲の街に開かれ、憩いや賑わいを創出する4つの広場の中に、市民の方が誰でも自由に利用することのできる滞留空間を設けることで、互いの相乗効果が得られる配置としています。また広場、滞留空間、緑のコンセプトを下記に示します。

様々な活動が連鎖する4つの広場

新本庁舎の足元には4つの性格の異なる広場が連なります。それぞれ独立して利用したり、一体利用したり場面に応じてフレキシブルに活用できる広場は、仙台市の多彩な市民活動・イベントの舞台となり、日常的にも市民の憩いの場となります。

市民の憩いの場となる滞留空間

広場や緑化計画と合わせて滞留空間の整備を行い、新庁舎の敷地全体が市民の方に広く開かれた場所となるとともに、賑わいや憩いの場となる滞留空間を随所に整備することで、訪れた人が思い思いに自分の居場所を見つけ、くつろげる空間とします。

また滞留空間は、  
 ・勾当台通を歩いてきた人に楽しむ姿が見え、本庁舎に立ち寄りたと思ってもらえる市役所敷地の北東角および南東角  
 ・本庁舎周辺には、勾当台公園や一番町四丁目商店街があり、それらのエリアから回遊する歩行者や勾当台公園市民広場のイベント来場者からも楽しむ様子が見える敷地の南東角及び南西側  
 ・軸線を通る人の目にも賑わいが触れやすく、建物との一体利用も可能な敷地中央に配置する計画とし、訪れた人が主役となり魅力的な景観を生み出すことのできる滞留空間を目指します。  
 なお、滞留空間の詳細については次頁以降に示します。

緑に囲まれた庁舎

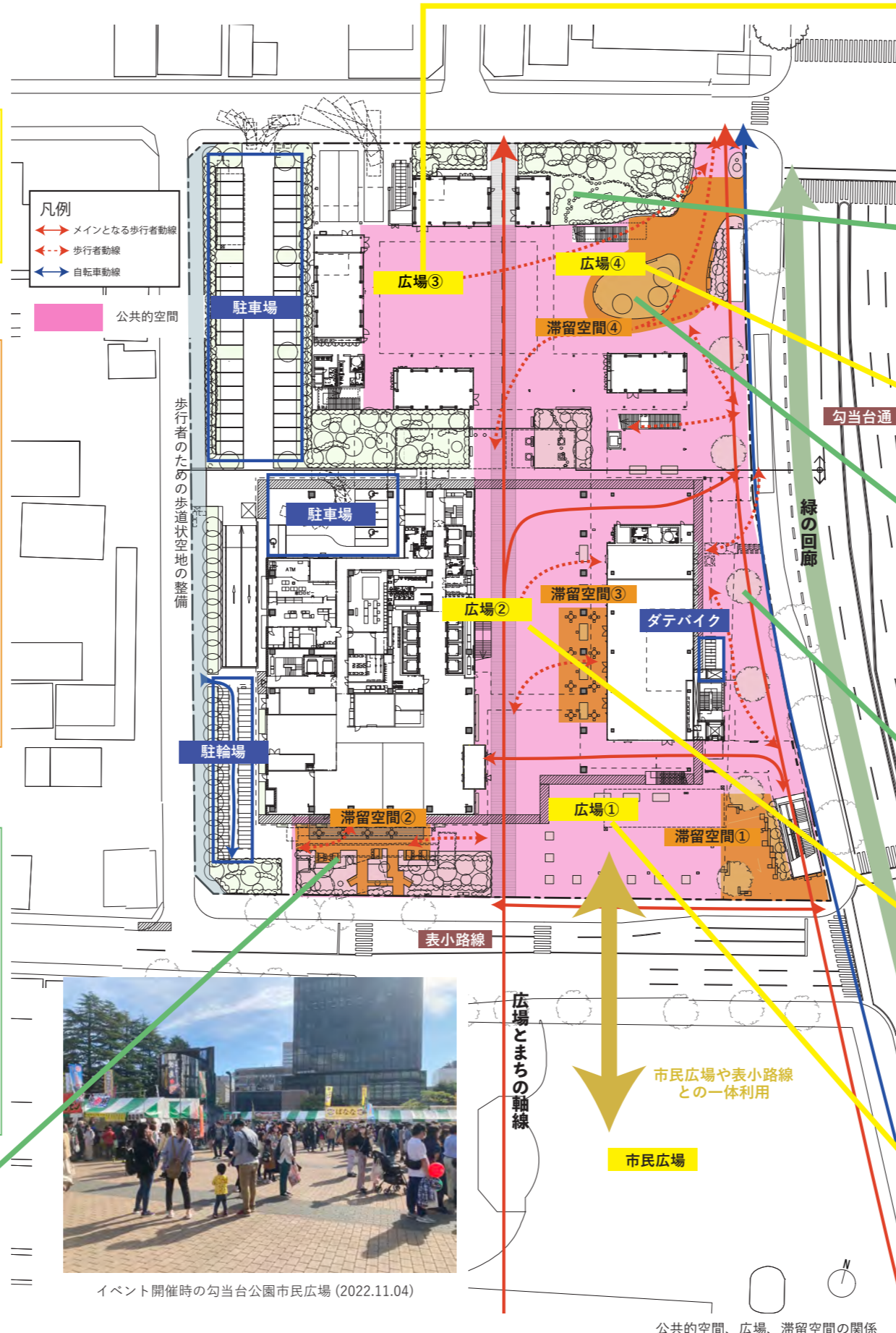
新本庁舎は、杜の都にふさわしい緑に囲まれた庁舎を目指しており、ゾーン毎にさまざまな役割を担う緑が連なることによる、杜の都にふさわしい「緑の回廊」の整備や、既存街路樹や勾当台公園と一体感のある緑のネットワークを創出する植栽配置としています。

敷地南側は南西角と南東角にまとまった緑を配置し、それらをつなぐように2階デッキ部分を緑化したり、プランターを設置することで来庁者を迎え入れる空間を演出します。

また、東側には緑陰の感じられる並木空間を配置し、北側には四季折々の花に楽しみ触れ合うことのできる緑の散策路を整備するなど、様々な性格を持った緑が敷地四周に連なるように、計画しています。

緑と花壇のベンチ

敷地南側には花壇状になった緑と屋外ベンチが一体となった場所を設け、身近に緑を感じることのできる空間とします。道路から敷地内へ視線が通るよう、植栽の高さを抑えつつ、緑に囲まれた落ち着いた空間を創出します。



**[広場③] 低層棟に囲われた青空の広場**  
 2期の北側には低層棟に囲まれた青空の広場を設けます。低層部の市民利用ゾーンと連携しながらさまざまな屋外イベントが可能となるだけでなく、増築などの将来的な可能性の余地を残した計画です。また2階デッキや建物は広場を見下ろす観客席になり、建物全体で賑わいを創出することが可能となります。

**緑の散策路**  
 植物を多用し市民が楽しみ、学ぶことができる植栽を計画します。緑を楽しみながら散歩ができるような散策路を設け、落ち着いた雰囲気の中で緑を感じることのできる場所とします。

**[広場④] 低層部の玄関口としての広場**  
 北東角には低層棟の玄関口として交差点に開かれた広場を設けます。散策出来る緑地帯を設けるなど、市民の日常に寄り添った設えとします。

**緑陰空間**  
 中央に芝生、高木やベンチを合わせて整備することで、緑陰のある落ち着いた緑の空間とします。また、青葉区役所交差点に開けた形状とすることで、市民の方が気軽に訪れ、利用できる場所とします。

**ケヤキシルエット**  
 東の街路にはケヤキを配置し、人々を迎え入れる見通しのよい並木を計画することで、既存のケヤキ並木と連続する新しい緑の風景を形成します。

**[広場②] 天候に左右されない屋根付き広場**  
 高層棟と低層フロアの中央には、雨や夏の日差しから守られた天候に左右されない屋根付き広場を設けます。日常的な活動を受け入れるだけでなく、炊き出しや支援物資の一時受け入れなど災害時にも機能します。2層吹き抜けのダイナミックな空間はトップライトから自然光が入り、広場空間を穏やかに照らします。

**[広場①] 市民広場と一体的に連続する広場**  
 南東角には勾当台公園市民広場と一体的に連続する広場を設けます。また東側には広場と連続する滞留空間を設け、ケヤキ並木と一体となって「杜の都」仙台を象徴する新本庁舎の顔となります。

**可動式プランター**  
 イベント広場や2階のデッキには可動プランターを設置し、日常的に緑を楽しむ場としながらフレキシビリティにも配慮した計画とします。また車止めとしても利用し広場の一体利用を促進する役割とします。

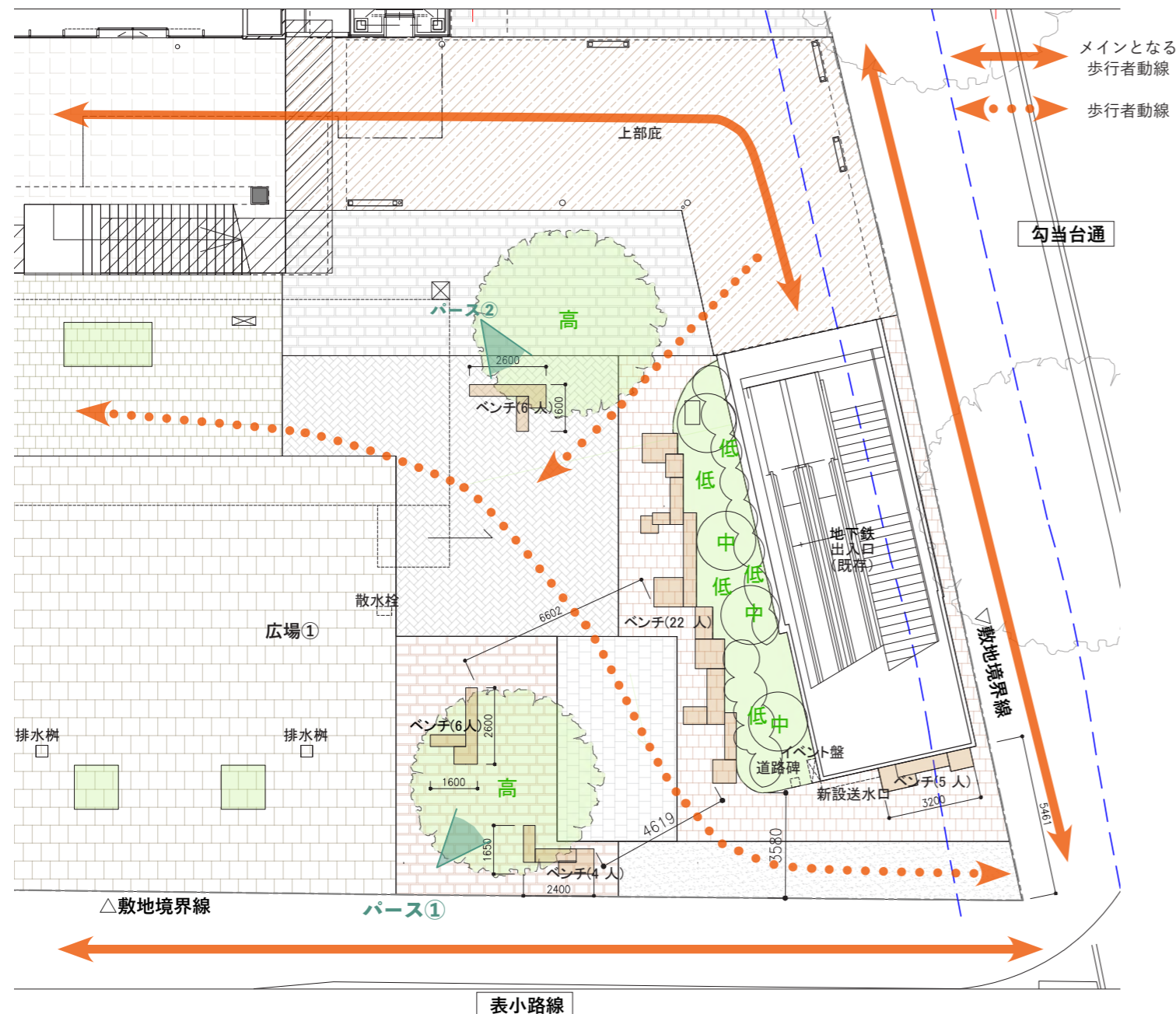
## 5 滞留空間について

庁舎の敷地には、天候に左右されない屋根付き広場や低層棟に囲われた青空広場など、特徴の異なる4つの広場を設け、それぞれ個別のイベントで運用、一体的に利用できるフレキシブルな計画としており、多彩な市民活動やイベントの舞台と日常的な市民の憩いの場とします。この憩いの場をより良いものにするために、それぞれの空間に応じた滞留空間を計画します。

### 滞留空間①

高層建築物の日影とならない明るい空間を確保するとともに、様々なイベントの様子や広場の賑わいを楽しみながら佇むことが出来、人々の楽しむ様子が見えることで、歩行者を招き入れる空間とします。

そのほか、勾当台公園駅出入口にも近接していることから、日常的な待ち合わせの場所や訪れる人、様々な人の休憩の場として利用される空間を目指します。



### 配慮事項

#### ○周囲の歩行者からの見え方と安全性

- ・交差点に面した位置に配置することで、周囲の歩行者の目に触れやすく、誰でもいつでも入りやすい空間とします。また、ベンチを縁取るよう植栽を配置し、歩行者を気にせずに休める空間とします。
- ・イベント時は、それぞれの広場の賑わいを眺める観覧席となり、多くの人々が楽しく過ごしている様子が周囲の歩行者の目に入ることで、立ち寄りたという気持ちに導く魅力的な空間とします。
- ・人が佇む場所の近くにある樹木は、低木は目線より低くし、高木の樹冠は目線より高くするなど視線に配慮することで、死角をなくした見通しのよい安心して利用できる空間とします。

#### ○ベンチの設置

- ・お年寄りから子どもまで様々な人が座れるよう、高さや大きさにバリエーションを持たせる計画とします。
- ・それぞれの広場で行われるイベントなどの様子を眺められる配置計画とします。
- ・凹凸のある平面形状とすることで、窪んだスペースを囲うように座り、グループで楽しむ空間としても使用できる設えとします。
- ・安心して休むための場所として利用してほしいという心が伝わるよう、木製の座面とし、温かみを感じられるようにします。
- ・ベンチの足元に間接照明（電球色）を設置することで、夜間でも迎えられている雰囲気を感じられる計画とします。

#### ○舗装の設え

- ・段差なく自由に入出りできる計画とします。
- ・舗装の色を使い分け、ベンチに座る人のための空間と歩行者の為の空間を視覚的に分離する計画とします。
- ・素材としては、耐久性に優れ、種類が多様なインターロッキングブロックを中心に使用することで、メンテナンス性や将来の更新に配慮する計画とします。

#### ○植栽

- ・人々が落ち着いて滞留することができるよう、ベンチ背面を縁取るように植栽帯を設けます。
- ・新庁舎の勾当台通り側は、歩行者にとって見通しの良いケヤキ並木が連続する植栽計画としているため、ケヤキによって囲まれ感のある空間としながらも広場への視線の抜けを確保した計画とします。

#### ○イベント利用のための設備

- ・イベント盤、給排水設備（散水栓、排水桝）を設け、キッチンカーを使用したイベント等にもフレキシブルに対応可能な計画とします。



現況写真①



パース①



現況写真②



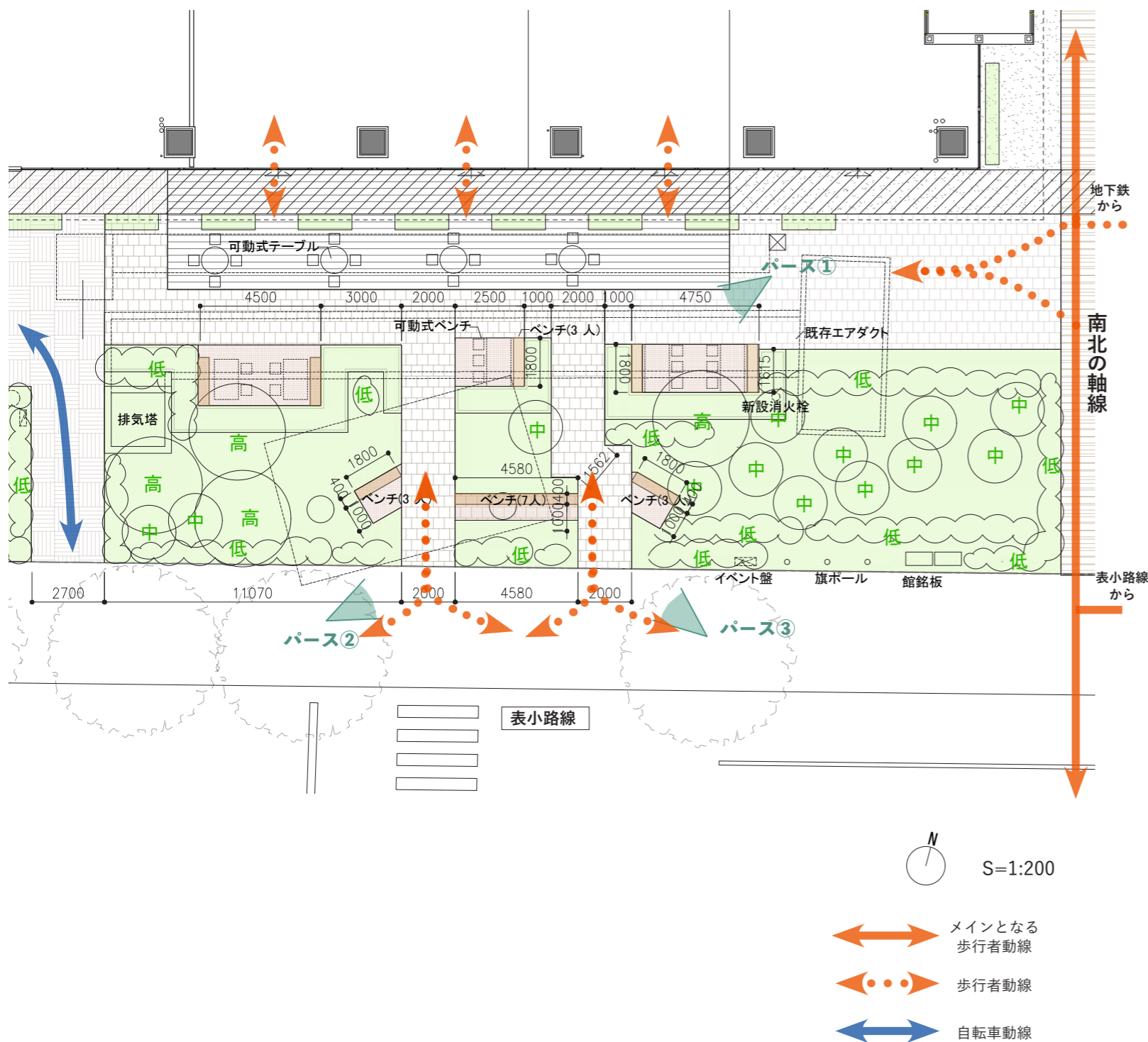
パース②



滞留空間②

南北を結ぶメイン動線である歩行者通路から見える位置に滞留空間を配置することで、通路を歩く人を引き込むような滞留空間を整備します。

また、一階にある市民利用・情報発信機能の賑わいが外にもにじみ出すよう、室内と一体に利用できる憩いの空間を創出します。また、オープンカフェ等でくつろぎながら、風景を楽しむことができるよう、視界を遮らない高さの様々な植栽で滞留空間を囲います。他の滞留空間よりも、多くの植物で滞留空間を囲うことで、緑をより身近に感じながら、ゆっくりと過ごせるような、特別な空間を目指します。



配慮事項

○周囲の歩行者からの見え方と安全性

- ・南北を結ぶ歩行者通路から見える位置に配置することで、周囲の歩行者の目に触れやすい計画とします。
- ・イベント時は、それぞれの広場の賑わいを眺める観覧席となり、多くの人が楽しく過ごしている様子が周囲の歩行者の目に入ることで、立ち寄りたいたいという気持ちに導く魅力的な空間とします。
- ・動線と滞留空間の間に植栽帯を配置し、緩やかに空間を分節することで落ち着いて居心地の良い場所となる空間とします。

○ベンチの設置

- ・それぞれの広場で行われるイベントなどの様子を眺められる配置計画とします。
- ・安心して休むための場所として利用してほしいという心が伝わるよう、木製の座面とし、温かみを感じられるようにします。

○舗装の設え

- ・段差なく自由に入出りできる計画とします。
- ・舗装の色を使い分け、ベンチに座る人のための空間と歩行者の為の空間を視覚的に分離する計画とします。
- ・素材としては、耐久性に優れ、種類が多様なインターロッキングブロックを中心に使用することで、メンテナンス性や将来の更新に配慮する計画とします。

○植栽

- ・人々が落ち着いて滞留することができるよう、ベンチ背面を縁取るように植栽帯を設けます。



現況写真



パス① (庁舎側から)



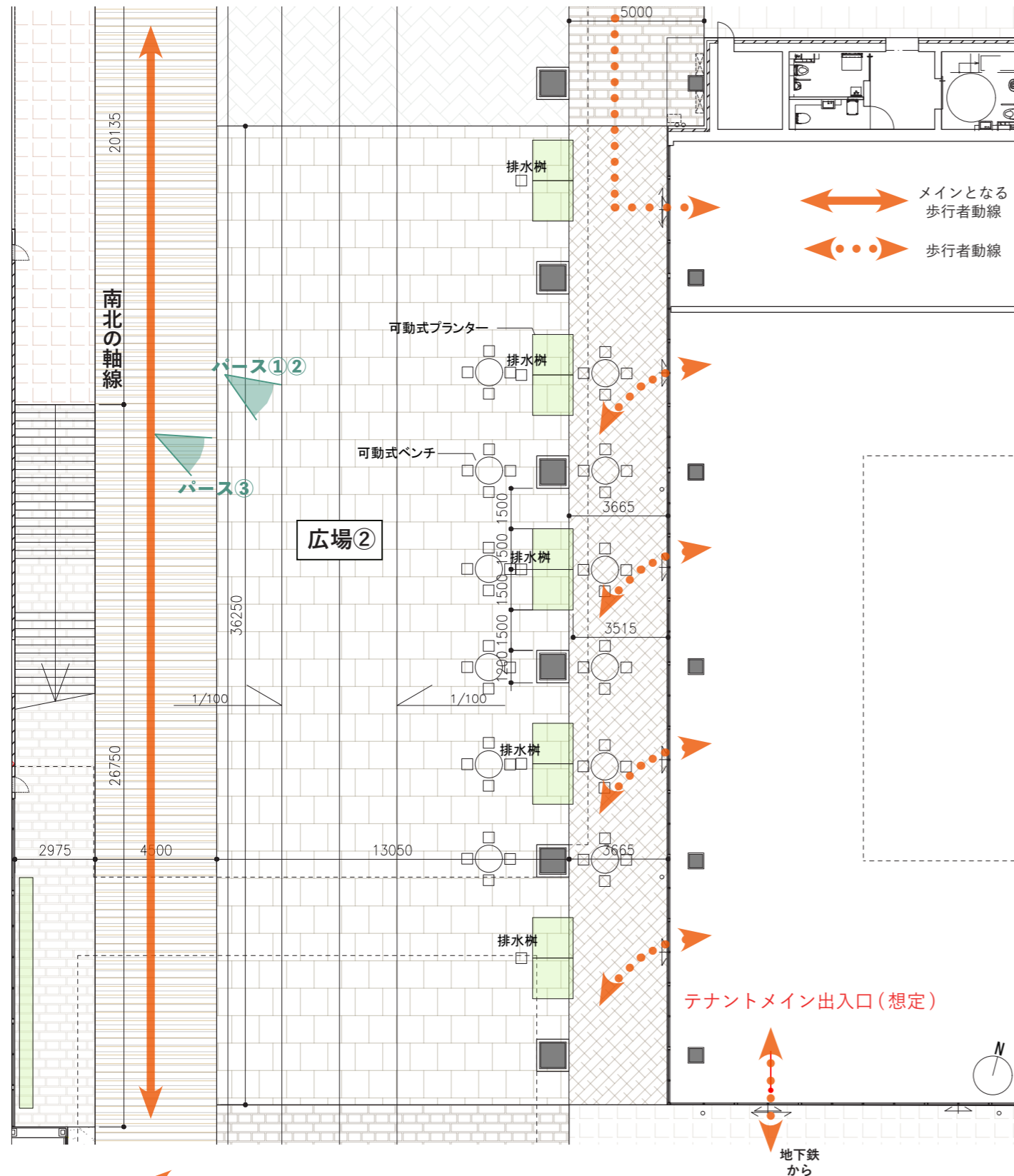
パス② (表小路線から)



パス③ (表小路線から)

滞留空間③

雨や夏の日差しから守られた天候に左右されない屋根付き広場②の東側に、市民利用・情報発信機能に面して滞留空間を設けます。入居するテナントの屋外テラス席としての利用、またイベント時はキッチンカーの出店などにより、人々の滞留を促し、賑わいを創出する空間を目指します。



S=1:200

配慮事項

- 周囲の歩行者からの見え方と安全性
  - ・広場の軸線に隣接して配置し、庁舎を利用する人に賑わいが伝わりやすい計画とします。
  - ・動線と滞留空間の間に植栽帯を配置し、緩やかに空間を分節することで落ち着いて佇める居心地の良い空間とします。
- ベンチの設置
  - ・テナントに隣接する屋外テラスに可動式の机、椅子を配置し、建物と一体となって賑わいを創出する設えとします。
- 舗装の設え
  - ・段差なく自由に入出りできる計画とします。
  - ・舗装の色を使い分け、ベンチに座る人のための空間と歩行者の為の空間を視覚的に分離する計画とします。
  - ・素材としては、耐久性に優れ、種類が多様なインターロッキングブロックを中心に使用することで、メンテナンス性や将来の更新に配慮する計画とします。
- 植栽
  - ・広場と滞留空間の間には可動プランターを設置し、中木を配置する計画とすることで、日常時は人の賑わいを感じさせつつ緩やかに空間を分節し、イベント時はプランターを移動することで広場と一体的な利用が可能な計画とします。
- イベント利用のための設備
  - ・イベント盤、給排水設備（散水栓、排水樹）を設け、キッチンカーを使用したイベント等にもフレキシブルに対応可能な計画とします。



現況写真



バース① (日常時)



バース② (イベント開催時)



バース③ (イベント開催時)

滞留空間④

青葉区役所側から訪れる人々を迎え入れるように、敷地北東の交差点部分に開いた滞留空間を設けます。シンボルツリーとなるヤマザクラを始めとした多様な緑が感じられ、植栽を縁取るように設けたベンチは昼休みに休憩したり散歩中に立ち寄りたりなど、公園のように気軽に人々が訪れやすい空間を目指します。また、ベンチは軸線を向いたものも設置し、軸線の賑わいに寄与する設えとします。



配慮事項

○周囲の歩行者からの見え方と安全性

- ・青葉区役所に対して開かれた広場とすることで、庁舎を利用する人以外も訪れやすい雰囲気のある空間とします。
- ・イベント時は、それぞれの広場の賑わいを眺める観覧席となり、多くの人々が楽しく過ごしている様子が周囲の歩行者の目に入ることで、立ち寄りたという気持ちに導く魅力的な空間とします。
- ・人が佇む場所の近くにある樹木は、低木は目線より低くし、高木の樹冠は目線より高くするなど視線に配慮することで、死角をなくした見通しのよい安心して利用できる空間とします。

○ベンチの設置

- ・お年寄りから子どもまで様々な人が座れるよう、奥行にバリエーションを持たせる計画とします。
- ・それぞれの広場で行われるイベントなどの様子を眺められる配置計画とします。
- ・安心して休むための場所として利用してほしいという心が伝わるよう、木製の座面とし、温かみを感じられるようにします。
- ・ベンチの足元に間接照明を設置することで、夜間でも迎えられている雰囲気を感じられる計画とします。

○舗装の設え

- ・段差なく自由に入出りできる計画とします。
- ・舗装の色を使い分け、ベンチに座る人のための空間と歩行者の為の空間を視覚的に分離する計画とします。
- ・素材としては、耐久性に優れ、種類が多様なインターロッキングブロックを中心に使用することで、メンテナンス性や将来の更新に配慮する計画とします。

○植栽

- ・人々が落ち着いて滞留することができるよう、ベンチ背面を縁取るように植栽帯を設けます。

○イベント利用のための設備

- ・イベント盤を設け、キッチンカーを使用したイベント等にも対応可能な計画とします。



現況写真①



パース①



現況写真②



パース②